

様式第七（第4条第7項関係）

変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日

令和4年6月17日

2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称

協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合

3. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容
組織図

（変更前）

・東京大学協創プラットフォーム開発(株)は、株主総会、取締役会、監査役を設置し、その下に事業開発部、協創推進部、管理・総務部を設置する。

（変更後）

・東京大学協創プラットフォーム開発(株)は、株主総会、取締役会、監査役を設置し、その下に事業開発部、管理・総務部、経営企画部、協創推進部を設置する。

・経営企画部は、中長期・年度事業計画の立案、およびその遂行にあたり最適な経営資源の配分を行うための予算・資金計画、戦略人事の立案を担当する。

4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合組成の日の翌日から起算して15年間とする。ただし、総有限責任組合員出資口数の3分の2以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得た場合、最長で5年の延長を可能とする。

※名称、所在地、代表者、出資者、役職員の構成、特定研究成果活用支援事業の内容については変更なし